

平成28年 第7回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年7月5日(火) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	二宮 啓次
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	水本 寛	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	正本 勝彦	2 4	魚崎 清則
5	樋田 都	1 5	欠席	2 5	武内 士郎
6	石崎 久次	1 6	渡邊 勇夫	2 6	土居 敬幸
7	欠席	1 7	大下 克夫	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	欠席	2 8	欠席
9	土居 栄治	1 9	萩森 良房		
1 0	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 濱本 和成、河野 幹
 八幡浜市農林課 井上 耕二

○欠席委員 7番平委員、15番袋瀬委員、18番竹内委員、28番二宮委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 議案審議

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

2件

議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7 件
議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	11 件
議案第 34 号 八幡浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について	
報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件
第 4 協議事項	
・平成 28 年度農業委員会視察研修について	
・農地・非農地の判断対象地リストについて	
・平成 28 年第 8 回農業委員会総会について	

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 28 年第 7 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の欠席委員は 7 番平委員、15 番袋瀬委員、18 番竹内委員、28 番二宮委員の以上 4 名です。

それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に 25 番武内委員、26 番土居委員、よろしくお願い致します。それでは付議案件に入ります。議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程致します。12 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 29 号について説明します。

12 番、農地の所在 ○○○○、地目 樹園地、面積 14 m²、他 16 筆、

計 11,596 m²、3 条使用貸借でございます。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、申請事由につきましては、農業者経営移譲年金を継続して受給するための使用貸借が、10 年の期間を経過するため、更新を行いたいということでございます。借受人の経営面積 116a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 借受人の○○○○さん、40 代で貸付人の○○○○さんの息子に当たります。この 10 年間、休日等を利用して耕作されておりましたので、更新も問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 13 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 13 番について説明します。

13 番、農地の所在 ○○○○、地目 樹園地、面積 1,892 m²、3 条使用貸借でございます。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、申請事由につきましては、貸付人は経営農地の一部を後継者、息子に使用貸借し、借受人である息子は新規就農のため、農地を借り受け農業経営に励みたいということでございます。借受人の経営面積 24a ですが、親子であるため 2 親等以内の同一世帯と考えます。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可

要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 私の方から説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇で農業をされておりまして、〇〇〇〇をしておられました。〇〇〇〇さんはその長男でございます。農地の所在地は〇〇〇〇の〇〇〇〇です。〇〇〇〇は〇〇〇〇さんの実家がございます。〇〇〇〇さんのお父さん、お母さんはお亡くなりになられておりますが、実家の柑橘園が荒廃するようなことがあってはいけないということで、〇〇〇〇さんは現在そこで生活をして、農業に励んでおられます。直接〇〇〇〇さんの方から私に事情の説明がございまして、これから農業経営に一生懸命がんばっていただくものと思いますので、どうかよろしくお願い致します。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。3番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第30号を説明致します。

3番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 登記簿 畑 現況 その他、面積 0.35 m²、申請人 〇〇〇〇、3条による賃借人 〇〇〇〇、転用目的 営農型発電設備の設置、転用理由 農地所有適格法人として営農を継続しながら経営基盤の安定化を図るため、高架台による太陽光発電を実施

するものです。

なお、本案件は〇〇〇〇付で愛媛県より許可を得ておりますが、許可の期間が3年間の一時転用であることから、今回更新の申請をするものです。これまでの実績報告及び現地調査から、発電設備の設置によって日照や雨水等、設備間の営農及び近隣に及ぼす影響がないことを確認したことから、本案件は前回同様許可相当となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の1ページから5ページまでに掲載しております。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 農地部会長の説明を求めます。

2 2 番 先月私と副部会長2人、地元委員、事務局次長と現地を確認してきました。状態の方は3年間見てきましたが、十分に成長していること、寧ろ、霜が降りる地域ですが上にソーラーがありますので、その部分は霜が降りないということで、逆に設置部分の方が成長しております。十分がんばっておりますので、承認していただけたらと思います。

議 長 ただいま農地部会長より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。7番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第31号を説明致します。

7番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 214 m²、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 農家用住宅、転用理由 老朽化による住宅の建て替えのため、土地を譲り受け、新たに住宅を建築したいとのこととあります。なおこの土地は農用地区域外にあります。このことから農地区分は第2種農地となり、

その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1) のカの (ア) で、他のいずれの農地にも該当しないためです。よって本案件は許可要件を満たしています。位置図等の資料につきましては、参考資料の 6 ページから 9 ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

23番 この件ですけれども〇〇〇〇さん、現在家は農道の中腹ぐらいの位置にあります。家はかなり老朽化しておりまして、耐震もなく非常にまずい状態が続いているため、建て替えたいということで土地を探しておりました。所有している倉庫を壊して建て替えを検討したのですが、費用が莫大になるということで、新たに土地を購入して建てたいということでした。転用の土地は〇〇〇〇の〇〇〇〇の近くになります。山からずっと下りられたところで、周りは住宅地でございます。現在この畑は〇〇〇〇さんがデコポンを作っていました。そこを購入して建てたいということでした。私も現地を確認しましたが、排水面では排水溝が近くにあるため、近隣の畑に水が流れ込むようなことはないかと思われま。〇〇〇〇さんは来年には息子さんも帰られて、後継者もできるということで、今使っている家は壊して、そこではミカンを作りたいということでした。ご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 32 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程致します。27 番から 28 番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員の配偶者に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当該委

員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第32号27番から28番までを一括して説明致します。
27番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 129 m²、他
4筆、計 3,851 m²、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受
ける者 〇〇〇〇、経営面積 194a、売買価格 〇〇〇〇円です。
28番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 462 m²、所
有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経
営面積 194a、売買価格 〇〇〇〇円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟でありまして、耕作者を探
しておりました。そのような中、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇を定年退職
されまして、隣山なので作るということで話がまとまっておりますの
で、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして29番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは29番について説明致します。

29番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 928 m²です。こちらの農地につきましては、○○○○に既に公告しております八幡浜市農用地利用集積計画○○○○番、○○○○の農地を○○○○に売買した際に、含めるはずだった農地であります。今回、申出者が申出の時点で記入漏れをしていたことが判明したため、所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者の双方が協議した結果、既に公告しております集積計画に含めることでお互いが合意したものです。既に公告しております集積計画につきましては、参考資料 10 ページから 15 ページまでに掲載しておりますので、ご確認ください。所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経営面積 129a、売買価格 既に公告しております 13 筆とあわせて○○○○円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 先程説明にありましたように、前回の売買に含めるはずだった農地で、既に公告している集積計画に含めることでお互いが合意していますので、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 30 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 30 番について説明致します。

30番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 869 m²、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経営面積 238a、売買価格 ○○○○円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 買い手の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇等で色々な役をされて、積極的に農業をされている若手のホープであります。この土地に関しては元々1反8畝あったのですが、分筆しまして、その中の869㎡を今回購入するという事です。いずれは農業用の倉庫を建てたいということで、今回このような運びとなっております。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして31番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは31番について説明致します。

31番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積219㎡、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積206.7a、売買価格 〇〇〇〇円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 6 番 この〇〇〇〇さんにつきましては、昨年の秋にご主人が亡くなられてまして、ご本人も高齢ということで、ほとんどの農地を処分されました。残りがこの219㎡ということで、これを購入する〇〇〇〇さんのご自宅のちょうど裏にあるわずかばかりの土地です。周りの畑の方は

買わないというということで、〇〇〇〇さんがそれならば買うということ。〇〇〇〇さんは皆さんご存知のとおり、やる気のある方なので大丈夫です。若い方なのでまだまだがんばれると思います。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員着席)

議 長 　　続きまして 32 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは 32 番について説明致します。

32 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 4,325 m²、他 1 筆、計 4,885 m²、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 33.9a、売買価格 〇〇〇〇円です。なお〇〇〇〇の経営面積は 70a 未満ですが、今回売買する農地とあわせると 70a 以上になりますので、経営改善計画の提出は求めておりません。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

21 番 　　今の説明のとおりでございますが、〇〇〇〇さんは先般まで〇〇〇〇をされていた方です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇をされておりましたが、今農業を少しずつされております。この土地は 5 年程前に〇〇〇〇さんが他の人に貸していた訳ですけれども、その方がきれいに管理できず、木も伐採しないといけないような状態でしたので、〇〇〇〇円で売買が決定しました。以上です。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして 33 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは 33 番について説明致します。

33 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 666 m²、他 1 筆、計 1,453 m²、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経営面積 105.5a、売買価格 ○○○○円です。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

26 番 　　○○○○さん、高齢の女性でありまして、農地を処分したいとの意向でした。そこで○○○○さんに売買したいということで、○○○○円で売買することになっております。審議の方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして議案第 33 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。131 番、事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは議案第 33 号 131 番について説明致します。
131 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 380 m²、
移転の賃貸借です。利用権を移転する者 ○○○○、利用権の移転を
受ける者 ○○○○、経営面積 222.9a、期間 9 年 4 ヶ月、賃借料 ○
○○○です。以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 ○○○○さんは親子であります。○○○○さんはまだ 20 代前半で、
去年ぐらいから就農された方です。○○○○さんから○○○○さんへ
名義を変更して、きちんとした経営をしたいということで聞いており
ますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。続きまして 132 番から 133 番、
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは 132 番から 133 番までを一括して説明致します。
132 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,526 m²、
新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定
を受ける者 ○○○○、経営面積 261a、期間 2 年 9 ヶ月です。
133 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,390 m²、
他 8 筆、計 8,573 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○
○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 267a、期間 2
年 9 ヶ月です。以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 4 番 利用権を設定する方が同じ方なので、132 番と 133 番、あわせて説

明させていただきます。まず、〇〇〇〇さんは今年の6月末に急遽亡くなくなりました。そのような中で実質的な後継者はまだ決まっていないようでございます。今後放任園にしてしまいますと、周りの生産者に迷惑をかけるということで、何とか自分の土地に隣接した方々に作ってもらえないかということで、交渉されたようでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの2人が受けていただくことになりました。2人共専業農家ということで、一生懸命耕作されております。期間が2年9ヶ月と短い訳ですけれども、先程説明しましたように、今後家族、また親族の間で、将来を見据えて今後の経営を検討されるということですので、よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。続きまして134番から135番、事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは134番から135番までを一括して説明致します。
134番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,200 m²、他3筆、計 6,267 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 84.1a、期間 4年7ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。
135番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,495 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 206.3a、期間 9年7ヶ月です。以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

14番 　　134番から説明致します。貸し手の〇〇〇〇さんですが、怪我をされまして無理はできないということです。借り手の〇〇〇〇ですが、

代表の〇〇〇〇さん自体は年齢が 40 代ぐらいで、個選であります。また、〇〇〇〇の仲買人の権利も持っておられて、自分が耕作したミカンと他の柑橘類をインターネットで上手に売買して商売をされておられます。また〇〇〇〇や〇〇〇〇で商品を作られて販売をされておられます。熱心にされておりますので、問題ないと思われま。それから 135 番ですが、貸し手の〇〇〇〇さん、高齢でありまして後継者もおられません。この土地に関しては貸すつもりはなかったのですが、隣の〇〇〇〇さんが荒らされても困るので借りて作りたいということで、今回このような運びとなりました。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして 136 番から 138 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは 136 番から 138 番までを一括して説明致します。
136 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,975 m²のうち 1,000 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 245.5a、期間 14 年 9 ヶ月です。

137 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 2,258 m²、他 1 筆、計 2,373 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 254.1a、期間 14 年 9 ヶ月です。

138 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 231 m²、他 1 筆、計 482 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 321a、期間 14 年 9 ヶ月です。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

22番 ○○○○さん、前回も農業委員会で斡旋した方ですが、病気をされて現在病院に入院されております。奥さんも2年前に亡くなられてまして、息子さんが耕作していたのですが、なかなか前に進まないということで、耕作される方を探しておりました。今回、○○○○さん、○○○○の50代前半の方です。専業農家でがんばっておられます。それから○○○○さん、40代半ばで、お父さんと一緒に専業農家として耕作されています。○○○○さん、○○○○出身で、今年から農大を出てお父さんと一緒に経営をされております。がんばって耕作されておりますので、よろしくお祈いします。以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして139番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、○○○○委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(○○○○委員退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは139番について説明致します。

139番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 319 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 357.6a、期間 14年9ヶ月です。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

- 23番 ○○○○さんは先程の説明のとおりでございます。受ける者は皆さんご存じの○○○○です。まだまだ現役で耕作されておりますのでよろしくをお願いします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- (○○○○委員着席)
- 議長 続きまして140番から141番まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは140番から141番までを一括して説明致します。
140番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 5,241 m²のうち 3,020 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 4年7ヶ月です。なお○○○○の経営面積は0aですが、参考資料16ページから18ページのとおり、青年等就農計画と収支計画を提出していただいておりますのでご確認ください。
141番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 3,907 m²のうち 2,200 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 4年7ヶ月です。以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 27番 今説明していただきましたとおり、○○○○さん、35歳ということで、昨年奥さんと子どもさんを連れられて地元に戻ってきております。ご両親と一緒に農家をされております。○○○○さんですが、現在75歳、奥さんが70歳で、2人で農家をされておりましたが、体調の方

も思わしくないということで、耕作される方を探しておりましたら、〇〇〇〇さんの山が近所にありますので、今回このような話になりました。〇〇〇〇さんも 70 代半ばで後継者もおられず、奥さんと 2 人で農家をされておりますが、数年前に病気をされておりました、規模を縮小したいということで、今回〇〇〇〇さんに耕作していただくようになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして議案第 34 号八幡浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について上程致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　失礼します。議案第 34 号ですが、八幡浜市農林課井上課長補佐が本会議に出席していただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

農 林 課 　　農林課農林振興係課長補佐、井上と申します。よろしく申し上げます。

それでは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、説明させていただきます。この基本的な構想につきまして、前回は平成 26 年 9 月 30 日に改正しています。今回につきましては、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が平成 28 年 4 月 1 日付けで変更されたことに伴いまして、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定により、当市におきましても基本的な構想を変更するものとし、この変更に際しまして、農業委員会の意見を求める必要がありまして、今回提案することとなりました。

まずこの構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて規定されるものでありまして、その法律の概要を記載している資料をお手元に配布しておりますので、内容を少しばかり説明させていただ

きます。この農業経営基盤強化促進法につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構図を確立するため、(1) 認定農業者制度、(2) 利用権設定等促進事業、(3) 農地利用集積円滑化事業等が設けられております。その中で、県あるいは市町村がその地域条件等に配慮して、本項に規定された各施策の具体的な基準や推進行動等を規定したものが、この基本構想となります。この法律に基づき変更を行うこととなっております。

変更内容につきましては、事前に配布している資料のとおりでございますが、簡単に説明させていただきます。まず全体としましては、農地法の改正により「農業生産法人」の呼称が「農地所有適格法人」に改正されたことによる変更です。変更前が「農業生産法人」で、変更後が「農地所有適格法人」という名称に変更しております。次に3ページでございますが、「第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標」のうち、2015年農林業センサスの結果の内容を踏まえて、八幡浜市の農業構造について変更しております。青年新規就農者は微増しておりますが、65歳未満の世帯員のいる農家が減少していること、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加していること、農地の流動化が進み、1経営体当たりの経営耕地面積が増加していることを報告しております。次に5ページです。新規就農青年等の確保育成につきまして、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材について、「Iターン」という名称を追加しております。次に7ページです。目標営農型一覧表の変更です。施設型の「温州みかん+優良中晩柑+清見+温州みかん施設」を削除しております。温州みかん施設の栽培農家が少なく、今後増加の見込みがないということで、この類型は削除させていただきました。最後に21ページです。「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事業」のうち、「6.新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」の内容を変更しました。現在、西宇和みかん支援隊におきまして取り組んでいる青年等の育成、確保に関する事項を、県の基本構想を参考に追加させていただいております。就農に向けた情報につきましては、宿泊施設マンダリンを利用し研修等も行うため、宿泊施設を追加しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ただいま説明がございましたが、ご質問ございませんか。

委員 (質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして報告第6号農地法第18条第6項の規定による届出について上程致します。11番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第6号11番について説明致します。

11番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,703 m²、他2筆、計 5,294 m²、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 賃借人が耕作困難になったためとなっております。以上です。

議長 ただいまの件につきましては報告ですので以上と致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分